

◎新潟県告示第303号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の休止の届出があった。

令和8年4月14日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
佐藤歯科医院	新発田市下小中山1024番地150	令和8年2月26日